

(第 2 条関係)

年 月 日

青森市保健所長 様

開設者 住 所 〒

氏 名

(電話番号)

(法人にあつては、所在地、名称及び代表者の氏名)

理容所開設届出書・理容所検査申請書

下記のとおり、理容所を開設したいので、理容師法第 11 条第 1 項の規定により関係書類を添えて届け出ます。併せて、同法第 11 条の 2 の規定による理容所の検査を申請します。

記

理容所	名 称		
	所 在 地	〒	電話番号
管 理 理容師	氏 名		
	住 所	〒	
理容所の構造及び設備の構造		別紙のとおり	
理容師・ その他従業員	(フリガナ) 氏 名	免 許 番 号 又は 登 録 番 号	摘 要 (理容師につき、結核、皮膚疾患その他 厚生労働大臣の指定する伝染性疾患があ る場合は、その旨)
		第 号	
		第 号	
		第 号	
		第 号	
開設予定年月日		年 月 日	
同一の場所で現に開設している美容所の名称			
同一の場所で開設しようとしている美容所の開設予定年月日			年 月 日

- 添付書類
- 1 理容所の平面図
 - 2 理容師についての結核、皮膚疾患等の疾病の有無に関する医師診断書
 - 3 理容師法第 11 条の 4 第 1 項に規定する理容所の開設の届出をする場合にあっては、管理理容師が同条第 2 項の規定に該当する者であることを証明する書類
 - 4 日本の国籍を有しない者が開設の届出をする場合にあっては、住民票の写し（住民基本台帳法第 30 条の 45 に規定する国籍等を記載したものに限り。）

- 注
- 1 「管理理容師」の欄は、理容師法第 11 条の 4 第 1 項に規定する理容所を開設する場合に記入すること。
 - 2 「同一の場所で現に開設している美容所の名称」の欄は、開設しようとする理容所と同一の場所で現に開設している美容所がある場合に記入すること。
 - 3 「同一の場所で現に開設しようとしている美容所の開設予定年月日」の欄は、開設しようとする理容所と同一の場所で現に開設している美容所がある場合（美容師法第 11 条第 1 項の届出をしている場合又は当該届出を当該理容所の開設の届出と同時にする場合に限る。）に記入すること。

担当者：

連絡先：

(別紙)

理容所の構造及び設備の概要 (記載例)

作業室面積 (待合所、トイレ除く)	25.2 m ²
待合所面積	3.1 m ²
床の材料	クッションフロア、塩ビタイル、コンクリート
腰板の材料	ビニルクロス、コンクリート
作業室の照明	500 Lux
換気方法	換気扇 4箇所、自由開閉窓 3箇所
理容椅子	3 台
洗髪設備	3 箇所
流水設備 (器具洗い場)	1 箇所
排水先	下水道、浄化槽
器具の消毒設備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消毒用エタノール ・ 塩化ベンザルコニウム (液量計500ml、消毒用バット) ・ 紫外線消毒器
手指の消毒設備	液体せっけん、エタノール
消毒済器具収納設備 (表示あり)	2 箇所
未消毒器具収納設備 (表示あり)	2 箇所
毛髪箱 (ふた付き、表示あり)	1 個
汚物箱 (ふた付き、表示あり)	2 個
未使用タオル収納設備 (表示あり)	扉付き棚
使用済タオル収納設備 (表示あり)	バスケット
応急薬品及び衛生材料	絆創膏、消毒薬、軟膏

(別紙)

理容所の構造及び設備の概要

作業室面積（待合所、トイレ除く）	m ²
待合所面積	m ²
床の材料	
腰板の材料	
作業室の照明	Lux
換気方法	換気扇 箇所、自由開閉窓 箇所
理容椅子	台
洗髪設備	箇所
流水設備（器具洗い場）	箇所
排水先	
器具の消毒設備	
手指の消毒設備	
消毒済器具収納設備（表示あり）	箇所
未消毒器具収納設備（表示あり）	箇所
毛髪箱（ふた付き、表示あり）	個
汚物箱（ふた付き、表示あり）	個
未使用タオル収納設備（表示あり）	
使用済タオル収納設備（表示あり）	
応急薬品及び衛生材料	